

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「32.40円」を「48.60円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

港湾施設を使用する船舶の大型化等により給水施設の使用に対応するための業務時間等が増大していることに伴い、給水施設使用料の額の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。